

食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給申請書の記入例

◎申請方法について、該当する番号を○で囲んでください。

◎組合員が申請される場合は「1」を、組合員が死亡された場合であって遺族の方が申請される場合は「2」を○で囲んでください。

◎上の「申請者区分」で「2」を選択された場合（組合員の遺族の方が申請される場合）のみ記入してください。

◎上の入院期間中に支払った食事療養又は生活療養の標準負担額を記入のうえ、領収書を添付してください。

◎受領方法について、組合員ご本人の口座へ振込送金を希望される場合は「1」を、事業主等の代理人への受領委任（代理人を通じての受領）を希望される場合は「2」を○で囲んでください。

◎上の「受領方法」で「2」を選択された場合（代理人への受領委任を希望される場合）のみ記入してください。

全国土木建築 国民健康保険組合		食事療養・生活療養 標準負担額減額差額支給申請書		提出 区分	1 申請者から直接 2 事業所を経由
○ 組合員（申請者）に関する項目					
組合員	被保険者証 記号・番号	71-1505	456	氏名	安藤 富夫
	住所	〒 254 - 0001 神奈川県平塚市大磯321			
	電話番号	(0463) 23 - 2345 ① 自宅・2 携帯・3 その他 ()			
申請年月日	令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日	事業所名	平河土木株式会社		
申請者区分	<input checked="" type="radio"/> 1 組合員 次の「申請者」欄は記入不要です。 <input type="radio"/> 2 組合員の遺族の方（組合員が死亡された場合であって、組合員の遺族の方が申請される場合） 次の「申請者」欄を記入のうえ、遺族である旨の証明（戸籍謄本の写等）を添付してください。ただし、申請される遺族の方が、組合員が死亡された当時において、その世帯に属する被保険者であった場合は添付不要です。				
申請者	氏名			組合員との続柄	
	個人番号				
	住所	〒 -			
	電話番号	() - 1 自宅・2 携帯・3 その他 ()			
○ 申請内容に関する項目 減額対象者が組合員（申請者）である場合、「個人番号」欄は記入不要です。					
減額対象者氏名	安藤 富夫		生年月日	⑤ 昭 9 令 平 35 年 1 月 18 日	
個人番号	△△△△△△△△△△△△△△△△				
減額認定証 発効年月日	令和 △△ 年 8 月 1 日		長期該当年月日	令和 年 月 日	
差額支給を申請 する入院期間	令和 △△ 年 8 月 1 日から令和△△ 年 8 月 31 日まで 31 日間				
標準負担額	24,180 円		上記入院期間中に受けた食事療養又は生活療養に対する支払額を記入し、入院した保険医療機関等の領収書を添付してください。		
保険医療機関等 の名称・所在地	神奈川県中央病院 神奈川県藤沢市本町1-1		減額認定証の 未提出理由等	減額認定証の交付申請中であつたため 本組合に減額認定証の交付申請ができなかつた理由又は医療機関等の窓口へ提出できなかった理由を記入してください。	
○ 受領方法、振込先等					
受領方法	この申請書に基づく保険給付金に関する受領方法については次のとおりとします。 <input checked="" type="radio"/> 1 私の下記口座に振込み願います。（直接組合から受領します。） <input type="radio"/> 2 次の代理人に受領を委任します。 次の「代理人」欄に代理人氏名、住所等を記入してください。なお、事業主に受領委任される場合、「振込先」欄は記入不要です。				
代理人	氏名	②		住所	〒 -
	事業主に受領委任される場合、事業主の氏名のみ記入してください。			電話番号	() -
	申請者との関係				
振込先	金融機関名称	支店名称		コード	
	DKH 銀行	平塚支店		7 8 2	
	預金種目	口座番号	口座名義(フリガナ)		
	① 普通 (総合を含む) ・ 2 当座	1 2 3 4 5 6 7	(アンドウ トミオ) 安藤 富夫		

◎組合員(または遺族である申請者)にご記入いただく項目です。被保険者証等をご確認のうえ記入してください。

◎日中連絡がとれる電話番号を記入し、「1 自宅」～「3 その他」のいずれかを○で囲んでください。（「3」の場合、括弧内にその種類を記入してください。）

◎暦月単位で記入してください。複数の月にまたがる場合は、申請書も各月ごとに作成のうえ提出してください。

◎食事療養・生活療養標準負担額減額認定証の交付申請ができなかった理由、又は減額認定証を保険医療機関等の窓口へ提出することができなかった理由を具体的に記入してください。

◎「2」の場合は組合員（または遺族である申請者）が記入してください。

◎振込先を記入してください。（事業主への受領委任を希望される場合は記入不要です。）記入誤りがあった場合は振込送金ができなかつたので、できる限り通帳の写を添付してください。（その場合、この欄は記入不要です。）

◎事業主への受領委任を希望される場合、
 ①「受領方法」欄の「2」を○で囲み、住所、氏名等を記入してください。
 ②代理人の「氏名」欄に事業主の氏名を記入してください。
 この場合、「申請者との関係」以下の項目と「振込先」欄の各項目は記入不要です。

◎ 食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給について

市町村住民税非課税世帯に属する被保険者が、入院時食事療養又は入院時生活療養を受けた場合であつて、減額認定証の交付を受けられなかつた理由又は減額認定証を病（医）院の窓口へ提出することができなかった理由がやむを得ないものと組合が認めるときは、病（医）院に支払った標準負担額と標準負担額の減額により支払うべき標準負担額との差額を支給します。

◎ 添付書類について

70 歳未満の被保険者が標準負担額の減額による差額の支給を受けようとするときは、この申請書に病（医）院に支払った標準負担額が確認できる領収書添付して提出してください。